

## 被災住宅敷地復旧補助金

能登半島地震で被災した住宅敷地について、造成ブロック等の復旧に要する経費を助成するものです。

- 【受付期間】(延長) 令和6年1月17日(水)から令和6年6月28日(金)まで  
令和6年3月29日(金)まで
- 【工事期間】 交付決定後から令和6年12月31日(火)まで

## 【制度の概要】

区分	説明
対象物	住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装 ※事業所は対象外 造成ブロック…住宅敷地を形成する擁壁、石積み 等 屋外舗装 …コンクリート、アスファルト、インターロッキングブロック 等
対象者	住宅敷地の所有者または管理者で、復旧工事を行う者 ※借地の場合、敷地の所有者から同意を得て、居住者が行う復旧工事を含む。
対象経費	対象物の補修及び補強に要する経費(税込10万円以上の復旧工事)
補助条件	・市が現地を確認し、必要と判断した住宅敷地(被災状況の確認) ・今回の地震発生後に工事着手したものを含む。(交付決定前の工事着手可)
補助金	対象経費(税込)の1/2 上限30万円(千円未満は切り捨て)
問合せ先	糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係 電話 025-552-1511(内線2364) メールアドレス kanri@city.itoigawa.lg.jp 糸魚川市の専用HP(ホーム>暮らし>消防・防災>地震に関する情報) → 

## 【イメージ図】 ※裏面に平面図



